

Annual Report 2020 年次報告書

2020 年 1 月～12 月（2021 年発行）

大阪ユニセフ協会

Osaka Association for UNICEF

unicef  for every child

目 次

I.	組織概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II.	2020年1月～12月 事業と運営の概要・・・・・・・・	2～6
III.	2020年度収支決算書・・・・・・・・	7
IV.	役員名簿・・・・・・・・	8
V.	規約・・・・・・・・	9～12
VI.	運営組織・・・・・・・・	13
VII.	ユニセフ協力協定図・・・・・・・・	13
VIII.	ボランティア・・・・・・・・	14

【注】この年次報告書は大阪ユニセフ協会の2020年1月～12月の状況について記述していますが、IV役員名簿は2021年6月末現在の名簿を掲載しています

I. 組 織 概 要

名 称	大阪ユニセフ協会 2011年4月1日 日本ユニセフ協会大阪支部を改称
目 的	公益財団法人日本ユニセフ協会と協力協定を結び、 大阪府を中心にユニセフ協力事業を実施する
設 立 日	2001年(平成13年)8月1日
代 表 者	会長 出田 善蔵
事 務 所	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F 火曜日から土曜日(祝日を除く) 午前11時から午後4時
電 話	06-6645-5123 FAX 06-6645-5124
E-Mail	un@unicef-osaka.jp URL https://www.unicef-osaka.jp
役 員	顧問 3人、理事 41人、監事 2人(2021年6月末現在)
会 員	個人会員100人、団体会員10社(2020年12月末現在)
ボランティア	130人(2020年12月末現在)
主な事業活動	
(1) 広報活動	ユニセフ大阪通信の発行 ホームページ、SNS 学校等への学習協力 セミナー、学習会の開催 視聴覚教材の貸出し 写真展の開催
(2) 募金活動	チャリティイベントの開催 協力団体イベントへの参加、協賛 ハンドインハンド募金 街頭募金(愛称:アリス募金) 募金の受付、募金協力への対応

Ⅱ. 2020 年 1 月～12 月 事業と運営の概要

1. 広報活動

□「ユニセフ大阪通信」を 2 月、6 月、8 月、11 月に各 4,500 部発行。2020 年 11 月発行号（No. 80）は創刊 20 周年記念として特集を組み、これまでの大阪通信の見出しと本文の抜粋から 20 年の歩みを振り返りました。コロナ禍のために多くのイベントが中止となり、記事となる活動も減りましたが、オンライン活用の取り組みなど新しい動きを紹介しました。一部内容は大阪ユニセフ協会ホームページにも掲載され、広報に利用されています。

□ ホームページは、原則として毎月、ホームページ担当が更新しています。また若い世代を中心に普及している SNS を活用するため、フェイスブックをスタートし（2021 年にはインスタグラムでの発信も加わる）、情報発信の媒体として充実しつつあります。

□ ユニセフ写真展は、写真展グループが中心となって開催場所やテーマを決め、広報活動の一環として積極的に展開しています。テーマとして、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延と子どもたちへの影響、SDGs にかかわりのある展示が増えています。（テーマは以下の「2. 主なイベントの実施」写真展の項をご参照ください）

2. 主なイベントの実施

コロナウイルス感染予防のため、事務所の休室（3 月 19～31 日、4 月 2 日～5 月 6 日）をはじめ、ほとんどの活動が中止となりました。以下 ○＝ 主催イベント、●＝ 他団体主催イベント、V＝ 当日または期間中の参加ボランティア数

実 施

○ユニセフ新春交流会 2020 1 月 25 日 大阪倶楽部大ホールで開催。

94 名が参加。ボランティア関本祐樹さんの「あらんの家訪問記」発表、枚方市立招提北中学校生徒たちによるユニセフ募金贈呈式がありました。茶話会では支援してくださる方々とボランティアが交流を深めました。

●ワン・ワールド・フェスティバル 2 月 1・2 日 北区民センターで開催。

国際交流に取り組む団体が一堂に会する、年に一度のお祭りイベント。27 回目の今回も各団体が SDGs への取り組みを紹介し、ユニセフブースにも多くの問い合わせ、資料請求などがありました。広報・募金活動を実施。V5 人（2 日間合計）

●御堂筋ふれあいバザー 3 月 24・25 日 御堂筋ガスビル前で開催。

大阪ガスグループが企業ボランティア活動として行っている〔“小さな灯”運動〕の定例

イベントに参加。広報・募金活動を実施。V8 人（2 日間の合計）

○ユニセフセミナー大阪 2020 8 月 22 日 ピースおおさか講堂で開催。

テーマは「教育は未来を形づくるもの」とし、ジンバブエ在住のユニセフ職員近藤智春さん（オンラインで参加）には「ユニセフのめざす教育支援」、ケースワーカー金光敏さんには「教育は人権という視点」でお話いただきました。パンデミックの世界的感染状況、教育機会の減少への対策、2030 年に向けたユニセフの教育戦略、日本国内における外国ルーツの子どもたちへの教育支援など、今日的なテーマで子どもの学ぶ権利について考えました。ワークショップは「子どものけんりスゴロク！」を実施。コロナ感染対策をし、無事に終了しました。参加者 51 名。

○第 42 回ユニセフハンド・イン・ハンド募金

街頭での募金活動は中止となり、銀行口座振り込みとオンラインでの募金受付、ガールスカウトとボーイスカウト、事務所での募金箱設置を実施しました。テーマは「すべての子どもに、かけがえのない『子ども時代』を」でした。募金 1,283,409 円。

開催中止・参加中止

- 創立 20 周年記念チャリティコンサート（10 月に延期、のちに中止）
- 「なにわ人形芝居フェスティバル」
- ユニセフチャリティウオーク（11 月に延期 のちに中止）
- 「御堂筋ふれあいバザー」
- 「大阪市子どもカーニバル」
- 「こどもの日チャリティイベント」
- さかい福祉まつり
- 夏休み親子エコ祭り
- ユニセフ・チャリティコンサート
- ユニセフ・チャリティバザーOCAT
- 「鶴見緑地フェスタ」
- 「長居アートステージ」
- 「堺西区ふれあいまつり」

【通年】

- 街頭募金活動（呼称：アリス募金） 月 1 回のペースで計 2 回実施、難波周辺。
4 年目となる大阪独自の街頭募金活動は、2 回実施したのみです（1/18 なんば高島屋前、2/15JR 難波駅）。安全と判断された時点で再開の予定です。募金総額 4 万円余り、V18 人（募金、V いずれも 2 回合計）
- コンサートホールほか、ご提供会場での広報・募金活動（1 開催参加 V2～5 人）
〈いずみホール〉 1/13、1/14、3/28

〈ザ・フェニックスホール〉 3/15

〈兵庫県立芸術文化センター〉 1/13、1/28

〈四天王寺〉 1/21、1/22、2/21、2/22、9/20、9/21、10/21、10/22、11/21、11/22

○● ユニセフ写真展（参加 V 数は 1 回の開催で 2～3 人）

写真展は大阪独自の企画です。テーマの設定、写真選定、プリント、パネル制作まで当協会のボランティアがすべて行っています。テーマは、紛争や災害、児童労働、水、衛生など多岐にわたり、最新の世界情勢とユニセフ活動を連動させた内容で、わかりやすく伝える工夫をしています。最近では新型コロナウイルス感染症に関するテーマが注目されています。

写真展開催一覧

期間	会場名または催事名	テーマ	期間	会場名または催事名	テーマ
1/11～2/13	ピースおおさか	SDGs とユニセフ	4/27～5/5	梅田スカイビルタワーイースト2F	(中止)
3/3～20	大阪市総合学習センター	SDGsとユニセフ	8/12～17	蛍池図書館	紛争下に生きる子どもたち
3/30	ザ・フェニックスホール	今、同じ空の下で(中止)	8/29～9/4	堺市役所	ユニセフとめざすSDGs
4/4～13	咲くやこの花館	自然と共に生きる(中止)	9/14～10/9	大阪シティ信用金庫枚岡支店	新型コロナウイルス感染症とたたかう世界の子どもたち
4/17～5/20	大阪市立中央図書館	(ユニセフとスポーツ)(延期)	10/20～30	あべのハルカス	新型コロナウイルス感染症とたたかう世界の子どもたち
4/21～5/17	大阪府立中央図書館	SDGsとユニセフ(中止)	11/5～19	豊中市立千里図書館	新型コロナウイルス感染症とたたかう世界の子どもたち
5/16～6/1	ラストホール	(中止)			

3. 学習協力活動（出前授業） の状況

学校からの申し出は「学習協力依頼票」により受付けて、日程調整をして担当者を決め、生徒たちが学習する内容については学校側と事前に打合わせをしています。

2020 年 1 月～12 月実績（出張・来室は件数、貸し出しは本数）

出張	来室	本年合計	前年	摘 要
23	5	28	62	小 10、中 8、高 4、大 2、その他（イベントを含む） 4
DVD貸出し	パネ 貸出し	合計	前年	DVD貸出しにはビデオ貸出しを含む
10	4	14	38	幼 0、小 8、中 1、高 0、大 0、その他 5、うち他府県 1

インターンシップは大学生 14 名（大阪教育大生 10 名、龍谷大学 3 名、同志社大学 1 名）を受け入れました。

◎大阪教育大学とのコラボレーション演習

本取り組みも2年目となり、2020年2月～2021年1月まで1年間実施されました。大阪教育大学の学生が大阪ユニセフ協会でのボランティア体験を通して、子どもの成長をサポートするスキルを身に付け、社会のさまざまな場面でキーマンとなって教育を支援していく人材の育成を目指します。半年間で1人当たり30時間の体験を行い、終了後は単位取得となります。学生たちはイベントのみならず、事務所内の会議や作業、学習会にもメンバーの一員として参加し、ユニセフ活動の体験を積みました。

4. 募金の状況

2020 年 1 月～12 月実績							金額万円、件数は振込件数			
	個 人		団体・企業		学 校		小 計		当協会 活動	合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額	金額
本年	143	741	38	645	5	19	186	1406	150	1556
前年	111	146	53	524	10	35	174	706	288	994

2020年1月～12月には緊急募金活動はありませんでした。

5. ボランティアの状況

☐ 12月末登録者130人。毎年12月末に1年間活動のなかった人について、本人の継続の意思を確認しています。

☐ 毎月最終水曜日にボランティア連絡会を任意参加（毎回20人前後が参加）で開催しイベントや各グループの状況報告、運営委員会からの報告事項の検討などをし、議事録を「ボランティアだより」にまとめ、メール、FAX、レターで発信して、情報の共有化を図っています。

6. 会議の状況

☐ 運営委員会 毎月第二水曜日に事務所で開催。

現在は事務局長以下、各グループの責任者（ボランティア）など7人のメンバーが中心となって運営しています。イベントスケジュール表を作り、先々のイベント担当者を決め、スムーズなイベント進行実施を目指しています。また、当協会の活動状況を検討し、協会自体の活性化を図っています。その他、既存イベントの改良、活性化や新規イベントの開発等を検討しています。委員会で話し合われた内容はすべて月末に開催される「ボランティア連絡会」に報告し、ボランティア間での情報の共有を密にしています。

□ ボランティア連絡会（前項 5.「ボランティアの状況」を参照）

□ 全国協定地域組織事務局長会議 2月13日、14日 東京ユニセフハウス

全国 26 の協定地域組織から 28 人が参加（大阪からは宮島事務局長が参加）。2019 年度の総括、2020 年度の事業計画の説明、各事業部別の報告、意見交換、地域組織の事例紹介などがありました。

□ 第 20 回理事会 3月16日／第 10 回定時会員総会 3月16日 いずれも難波市民学習センター研修室（OCAT ビル 4 階）で開催。

「2019 年度事業と運営の概要報告、収支決算報告」「2020 年度事業方針、事業計画、収支予算」「顧問・理事・監事選任、常務理事選任」の議案が原案通り可決、承認されました。

□ 全国協定地域組織情報交換オンライン会議 6月25日

全国 26 の協定地域組織から 40 名が参加しました。

□ 西日本 7 地方組織合同学習会（セタネットワーク）：オンラインによる実施 9月18日

2 時間にわたって各支部との情報交換を行いました。

□ 第 21 回理事会 11月25日 難波市民学習センター研修室

「2020 年（1～9 月）事業と運営の概要」「2020 年事業方針、事業計画、収支予算」の議案が原案通り可決、承認されました。

以上

Ⅲ. 2020年度収支決算書

大阪ユニセフ協会

単位： 円

〔収入の部〕

		2020年度決算	摘 要
助成金収入	運営助成金	2,828,000	協力協定第5条に基づく助成金
	地域普及助成金	5,023,600	協力協定第6条に基づく助成金
	特別事業助成金	0	
	助成金小計	7,851,600	
会費収入		1,627,560	
寄付金収入		0	
雑収入		9	預金利息他
募金受入金		15,565,763	
	収入小計	25,044,932	
前期繰越金		351,999	
収入合計		25,396,931	

〔支出の部〕

		2020年度決算	摘 要
事業費	催事費	248,432	事業計画による催事費用
	資料製作費	948,566	大阪通信、年次報告書等製作費
	旅費交通費	224,480	
	通信運搬費	943,974	大阪通信郵送代、事務所電話代、インターネット・HP費用ほか
	消耗品費	228,431	写真パネル作成費用ほか
	ボランティア費	522,410	ボランティア交通費、保険料
	アルバイト費	0	
	光熱水費	127,370	事務所空調費、電気代
	建物賃借料	1,307,000	事務所、4階倉庫使用料
	OA機器リース料	184,896	PCプリンター兼コピー機, セキュリティ機器リース料
	事務局スタッフ費	1,406,669	事務局スタッフ費用
	雑費	60,377	郵便口座募金振込手数料
	事業費小計	6,202,605	
運営費	会議費	23,648	理事会、総会会場賃料、事務所お茶代
	通信運搬費	0	
	消耗品費	300,280	一般文房具、封筒、コピー用紙、印刷代
	図書資料費	31,898	新聞代、参考図書購入費
	印刷製本費	0	
	光熱水費	63,186	事務所空調費、電気代
	建物賃借料	653,500	事務所、4階倉庫使用料
	OA機器リース料	92,448	PCプリンター兼コピー機, セキュリティ機器リース料
	備品購入費	345,030	パソコン1台、及び付属品購入
	旅費交通費	168,480	事務局スタッフ交通費
	事務局スタッフ費	703,331	事務局スタッフ費用
	雑費	1,430	銀行振込手数料ほか
	運営費小計	2,383,231	
事業費・運営費小計		8,585,836	
募金払出金		15,565,763	
事業費・運営費・払出金小計		24,151,599	
次期繰越金		1,245,332	
支出合計		25,396,931	

IV. 役員名簿（敬称略、役職別、50音順）

顧問

新堂友衛	大阪市体育協会会長
藤 洋作	関西電力顧問
山本条太	外務省特命全権大使（関西担当） （顧問3名）

会長・理事

出田善蔵	大阪ガス社友
------	--------

副会長・理事

古野喜政	毎日新聞社社友
------	---------

専務理事

常務理事

尾崎 裕	大阪ガス代表取締役会長
河村正雄	大阪シティ信用金庫会長
田中宏和	連合大阪会長
宮島登美子	日本テレマン協会理事
宮本信之	関西電力執行役常務

理事

秋田拓士	近鉄百貨店代表取締役社長
荒川哲男	公立大学法人大阪副理事長兼大阪市立大学長
伊東徹二	日本ボーイスカウト大阪連盟事務局次長
上田恵子	国際ゾンタ 26 区エリア 3 大阪 I ゾンタクラブ会長
岡山伸子	NRB日本理容美容専門学校理事長
奥菌みどり	大阪府国公立幼稚園・こども園長会会長
川上 征	電通客員
黒川浩明	大阪アーティスト協会会長
小林充佳	西日本電信電話代表取締役社長
小山富美子	大阪ユニセフ協会登録ボランティア
齋藤 明	三晃空調取締役会長
武井真剛	日本航空執行役員西日本地区支配人
辰巳砂昌弘	大阪府立大学学長
タン ミッシェル	大阪府生活協同組合連合会会長理事

辻 一郎
鳥山孝之
西尾章治郎
野村庸子
長谷川一明
濱崎 寛
林 信

日渡 円
深野弘行
堀井良殷
堀岡 淳
松本陽子
三林京子
もず唱平
山本和貴

山本晋次
弓場美幸
吉川秀隆
吉田憲司
和氣邦夫

毎日放送客員
大阪市経済戦略局立地交流推進部長
国立大学法人大阪大学総長
ガールスカウト大阪府連盟連盟長
西日本旅客鉄道代表取締役社長
医療法人健正会理事長
近鉄グループホールディングス
取締役執行役員
堺市教育委員会教育長
関西経済同友会代表幹事
関西・大阪 21 世紀協会元顧問
NHK大阪拠点放送局局長代行
大阪いずみ市民生活協同組合副理事長
女優・作家
大阪国際平和センター特別顧問
よしもとアドミニストレーション
代表取締役社長
大阪市教育委員会教育長
大阪ユニセフ協会登録ボランティア
大阪府国際交流財団理事長
国立民族学博物館館長
元ユニセフ東京事務所所長
(理事 41 名)

監事

西馬正義
信岡登紫子

税理士
弁護士

(監事 2 名)

V. 規約

大阪ユニセフ協会規約

【大阪ユニセフ協会規約（2001年8月施行、2011年4月に全文改正）の第3章第11条を2017年3月に改正】

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、大阪ユニセフ協会という。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号大阪シティエアターミナルビル2階に置く。

（目 的）

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（以下「日本ユニセフ協会」という）との協力協定に基づき、大阪府において日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、ボランティアの活動により、次の事業を行う。

- （1）ユニセフのための広報及び啓発事業
- （2）ユニセフへの募金協力事業
- （3）その他日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力する事業

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体を会員とする。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会 費）

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、本会の運営費に充当するものとする。

（資格喪失）

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- （1）退会をしたとき
- （2）死亡又は団体が解散したとき
- （3）会費を1年以上滞納したとき
- （4）除名されたとき

（退会及び除名）

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。
 - （1）この規約の規定に違反したとき
 - （2）本会の秩序を著しく乱したとき

第3章 役員及び事務局

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- (1) 理事 40名以上50名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(選任)

第11条 理事及び監事は当該理事及び監事候補者を除く理事会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名

2 前項による理事及び監事の選任については、直後の総会により承認を受ける。

3 前項の総会の承認が得られない場合、当該理事または監事は総会の翌日から理事または監事の地位を失う。ただし、総会の日までに当該理事または監事が行った職務及び参加した理事会決議の効力に影響を及ぼさない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき本会の常務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決する。
- 6 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

(顧問)

第13条 本会に理事会の議決により、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 理事会の議決を経て、会長が事務局長を任免する。
- 3 必要に応じてスタッフを置くことができる。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(招集)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に会長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 総会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決事項)

第18条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会の事業計画と予算
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

2 会員は、各1個の議決権を有する。

3 総会の議決は、この規約で別段の定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改 廃)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員の数（書面による議決者を含む）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第21条 理事会は、理事及び監事で構成する。

(機 能)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第23条 理事会は、年2回以上会長が招集する。

2 理事会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、理事会に出席できない理事は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席理事の数（書面による議決者を含む）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財 産)

第27条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産管理)

第28条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第31条 本会は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第8章 補 則

(補 則)

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、財団法人日本ユニセフ協会が公益財団法人に移行した2011年4月1日から施行する。
- 2 第7条の会費は2011年4月以降、次の各号に掲げるものとする。

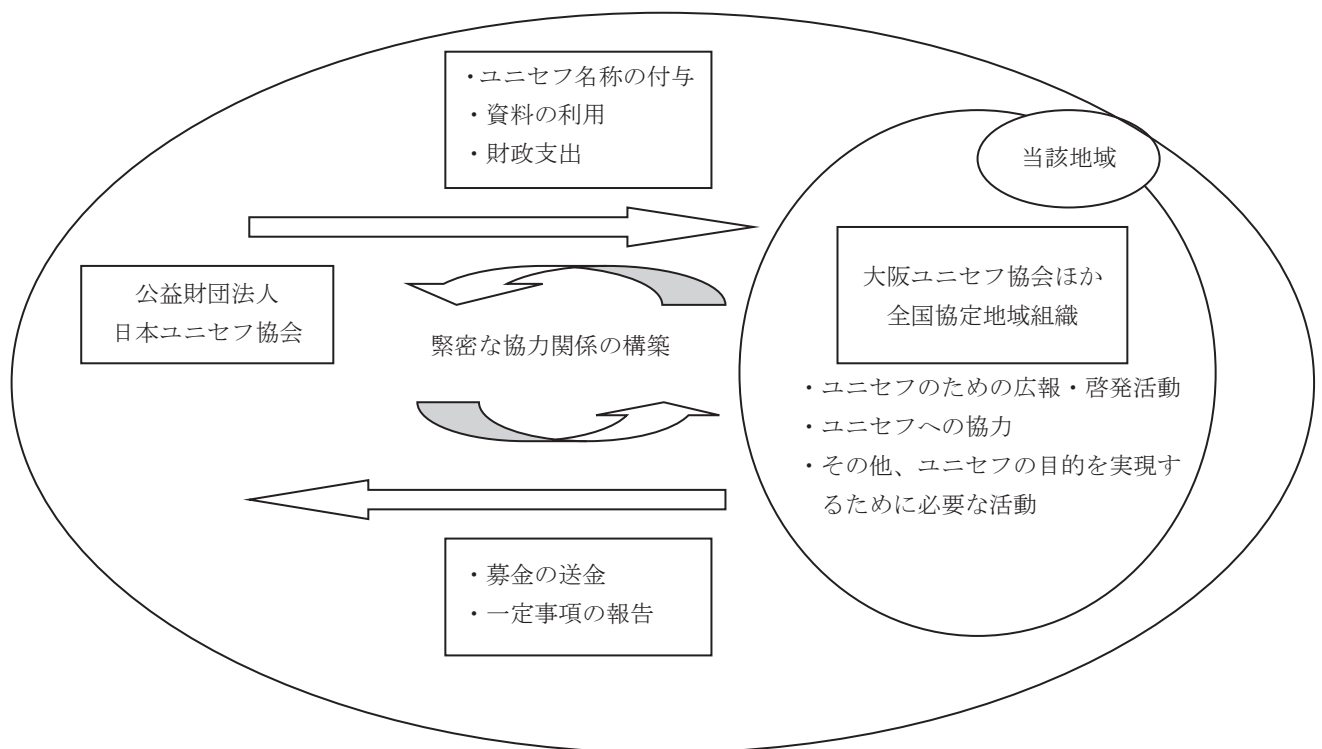
個人	1口	年額	3,000円
団体	1口	年額	100,000円

VI. 運 営 組 織

総 会	会員（個人会員、団体会員）
理 事 会	顧問、理事、監事
役付理事	会長、副会長、専務理事、常務理事
事 務 局	事務局長
ボランティア グループ	内部連絡、イベント統括、学習協力、写真展、 広報、庶務
会 議	運営委員会、ユニセフ大阪通信編集委員会、ボランティア連絡会

VII. ユニセフ協力協定図

【日本ユニセフ協会と大阪ユニセフ協会（全国協定地域組織）とは、指揮命令関係にあるのではなく、対等な契約当事者としてユニセフ活動を担うものです】



VIII. ボランティア

(1) 名称

大阪ユニセフ協会の事務局と事業活動はボランティアによって支えられています。
ボランティア登録者を「ユニセフ ボランティア」と呼びます。

(2) 登録

ボランティア志望者は事務局と面談のうえ「ボランティア登録票」を提出して、仮登録します。ボランティア活動に入ると、本登録としボランティア保険をかけます。

(3) ボランティア活動

ボランティア活動には、次の種類があります。必要に応じて活動の内容を説明します。月初めに翌月以降の「活動予定表」を送付しますので、お申込みください。

- (A) 事務所での活動 事務一般・パソコン処理、広報資料作成・発送、ビデオ等視聴覚教材の貸出し、イベントの準備など。
- (B) 事務所外での活動 音楽会会場などでの募金・広報活動、学校への学習協力、写真展、チャリティイベントへの参加など。

(4) 交通費の支給

報酬は支給しません。原則として活動場所への往復交通費実費を支給します。
多数参加のイベントの場合、参加費として一律 500 円を支給します。
ハンド・イン・ハンド募金活動については無償とします。

(5) ボランティア保険

活動中および活動場所への往復途上のケガなどの傷害に備えて、ボランティア保険をかけます。傷害事故が起きた場合、すみやかに事務局に連絡してください。

(6) ボランティア連絡会

毎月最終水曜日午後 1 時からボランティア連絡会を開催します。参加は任意です。
連絡会の議事内容は「ボランティアだより」でお知らせします。

(7) 送付物および行事への参加

毎月「ボランティアだより」、年 4 回「ユニセフ大阪通信」を送付します。
大阪ユニセフ協会主催の勉強会、講演会、新春交流会へ参加できます。なお、登録前後に「ボランティア入門講座」を受講することをお勧めします。

(8) 登録の取り消し

- (A) 本人の申し出により取り消します。
- (B) 住所等の変更が届け出されず連絡がとれなくなった場合、取り消します。
- (C) 1 年間活動がなかった場合、継続の意向を確認した上で取り消します。

大阪ユニセフ協会の所在地図



大阪ユニセフ協会 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F
電話 06-6645-5123 FAX 06-6645-5124

